HACCPの考え方を取り入れた衛生管理

(食肉販売業)

第2部 一般衛生管理のポイント

大阪府健康医療部生活衛生室食の安全推進課 作成

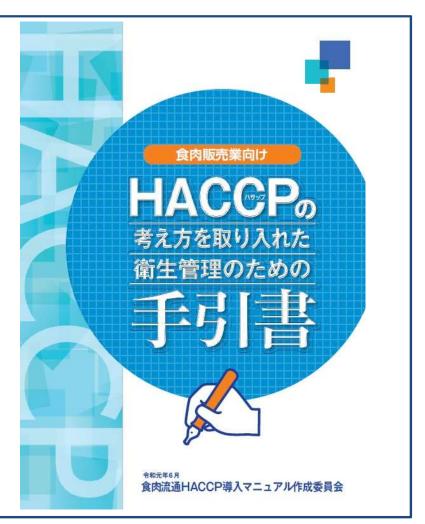
準備するもの

使用するテキスト

HACCPの考え方を取り入れた 衛生管理のための手引書

- 食肉販売業向け -

食肉流通HACCP導入マニュアル作成委員会



手引書の主な構成

- I はじめに
- Ⅱ 本手引書の対象となる事業者等
- Ⅲ 食肉販売業における衛生管理
- IV 衛生管理のポイント
 - I 一般衛生管理のポイントを理解しよう!
 - 2 重要管理のポイントを理解しよう!

別添:様式集、手順書、参考資料

Ⅱ 本手引書の対象となる事業者等

Ⅱ 本手引書の対象となる事業者等

○対象となる事業者

手引書 p.3

- ·食肉販売業(食肉小売店)
- ・食肉販売業の許可店舗で、飲食店営業(惣菜)の営業許可を受けている店舗

○対象となる商品

〇食肉販売業の取扱い商品

食肉及び食肉半製品

- <食肉>牛・豚などの部分肉、スライス肉、ひき肉
- <食肉加工品(半製品)>トンカツ材料、味付け肉、タレつけ肉、生ハンバーグなど

〇飲食店営業(惣菜)の取扱い商品(店舗内で調理に際して加熱の工程を含む)

・トンカツ、から揚げ、コロッケ、ローストビーフ、焼き豚、サラダ類など惣菜全般

Ⅱ 本手引書の対象となる事業者等

販売業態と衛生管理の手法

手引書 p.3

○食肉販売業のみの業態の場合

取り扱う商品(食肉及び食肉半製品)には加熱工程が含まれないことから、一般衛生管理のみとなる。

○食肉販売業にあわせて、惣菜を扱っている場合

トンカツ、コロッケなど加熱工程が店舗内で行われることになるため、

一般衛生管理に加え、「十分な加熱がなされたかどうか」の重要管理が必要。





実施すべき衛生管理

一般衛生管理

食肉販売業 + 飲食店営業(惣菜) 実施すべき衛生管理

一般衛生管理

重要管理

Ⅲ 食肉販売業における衛生管理

Ⅲ 食肉販売業における衛生管理

1 何をすればいいの?

手引書 p.4

衛生管理計画を作成する

あらかじめ注意すべき事項を 衛生管理計画としてとりまとめる



計画に基づき実施する

手順書を参考に実施

注意事項の徹底等

確認・記録する

日々の実施を記録

振り返り

同じような問題がみられる場合は、 対応を検討

2 どのような書類をつくるの?

食肉販売業のみの場合

- A 一般衛生管理の計画書
- B実施記録書

飲食店営業(惣菜)を 併せて行う場合

- A 一般衛生管理の計画書
- 重要管理の計画書
- 重要管理の実施記録書
 (一般衛生管理の記録書も兼用)

食肉販売業における衛生管理

手引書 p.4

一般衛生管理計画書

食肉販売業のみ 飲食店営業(惣菜)

施設や作業内容に応じて、下記項目の一般衛生管理計画を作成。

- ①施設・設備の衛生管理
- ②従業員の健康管理等
- ③食肉等の衛生的な取扱い
- ④器具の洗浄等

一般衛生管理の実施記録書

食肉販売業のみ

Aの一般衛生管理計画書に対応した実施記録書を作成。

重要管理計画書

飲食店営業(惣菜)

加工内容の温度帯に着目して、商品を2つのグループに分類し、 それぞれのチェック方法を決め、重要管理計画を作成。

重要管理計画書の実施記録書

飲食店営業(惣菜)

次に、この重要管理計画書に対応した実施記録書を作成。

食肉販売業のみ

飲食店営業(惣菜)

手引書 p.5

記載例

作成者名、計画の策定日、又は変更日

_	一般衛生管理	のポイント	(作成者 大阪 太郎) (計画策定・変更日 2022年2月9日)
1 施		いつ	業務終了時に必ず、業務終了時に必要に応じて、その他()
施設・設備の衛生管理	①施設などの 洗浄・消毒	どのように	処理室(調理室)の床・溝・シンク・作業台等の汚れを確認、 必要に応じて洗浄 *トイレの洗浄は、施設の状況に応じて定めた頻度で実施 *そ族、昆虫の発生が見られた場合は、必要に応じて駆除(業者に依頼など)
管理		改善措置等	清掃、洗浄のやり直し 11

手引書 p.6

一般衛生管理の実施記録書(記載例)

食肉販売業のみ

記載例

日々の記録をし、問題があった場合には、✓を入れ、 その内容を書き留めておきましょう。

		1	2	3の①	3の②	3の③	4	日々の	
		施設•	従業員の	原材料の	汚染の	冷蔵庫等の	器具の	チェック	特記事項
日	曜日	設備の 衛生管理	健康管理等	受入れ	防止	温度管理	洗浄等	確認者	
	火							次郎	
2	水							休み	
3	木							次郎	
4	金							次郎	
5	土		~					次郎(Cさんの顔色が優れず、下痢 とのこと、帰宅させた。
6	日							次郎	
7	月							次郎	12

Ⅲ 食肉販売業における衛生管理

4 確認·記録

手引書 p.9~10

(1)日々の確認記録

- ○衛生管理計画を作成したら、これに基づき実施し、記録。
- ○記録は、用紙に記録するほか、パソコンなどの電子媒体でも可。
- ○日々の実施記録書の他、必要に応じて補助記録簿を作成。

補助記録簿 の例

- ①温度チェック用紙(2か月更新)
- ②連絡先一覧

(緊急の事態にそなえて、連絡先一覧を作成しておく)

(2)記録の保管

- ○これら一連の記録は、年度ごとにとりまとめ、その後 | 年間分保管。
- ○水質検査、防虫・防鼠対策、健康診断等の関係書類もあわせて保存。

5 振り返り

定期的に記録を確認し、同じような問題が繰り返し発生している場合は、同じ原因が考えられるため、対応策を検討。

対応策

- ・計画書・手順書の見直し
- ・従業員への指導、ポスター等の掲示等による注意事項の徹底
- ・専門業者による点検・調査、修理 等々

手引書 p.12

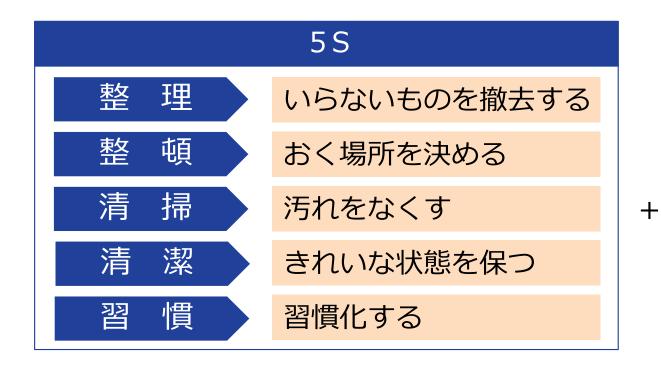
1 一般衛生管理のポイントを理解しよう!

(1) 食品衛生の基本

基本3原則

衛生管理の基本3原則 「持ち込まない」「発生させない」「排除する」 食中毒予防の3原則 「つけない」「ふやさない」「やっつける」

5S活動



2 S 洗 浄 殺 菌

(2) 衛生管理項目のポイント

手引書 p.13

1 施設・設備の衛生管理

必要性

- ・衛生的な環境の下で、食肉などを取り扱うことが重要。
- ・施設の状況等を確認し、清掃、または洗浄などを行う必要がある。

どのように

施設等の清掃、洗浄等を以下により行う。

- ・日々の作業終了後、処理室や調理室など、汚れがないか確認。
- ・清掃だけでは十分でない場合、お湯や洗剤で洗浄。
- ・防虫、防鼠対策として、トラップの設置など侵入防止に心がけ、 発生が見られた場合は、速やかに駆除に努める。

- ・汚れが残っているときは、再度、清掃・洗浄。
- ・虫などが発生した場合は、必要に応じて専門業者に駆除を依頼。

2 従業員の健康管理等

2-01 従業員の健康管理

手引書 p.14

必要性

病気にかかっていたり、食中毒菌を保菌していたりすると、その人自身が食品への汚染源となる。

いつ どのように

健康の維持を心がけ、定期的な健康診断を受けさせるとともに、作業開始前に従業員の健康管理や手指の傷の手当てを確認。

- ・体調不良が確認されれば、症状に応じて作業をさせず、 医師の診断を受けさせる。
- ・手指に傷があれば、耐水性バンソウ膏をはり、ゴム手袋を着用。

2 従業員の健康管理等

2-02 手洗い

手引書 p.14

必要性

手に微生物が付着していると、手を介して病原微生物が拡散。

手洗いを行うタイミング

いつ どのように

・トイレの後

- ・作業に入る前(処理室に入る前)
- ・新たな商品作りの前
- ・異なる肉塊、食材を取り扱う前
- ・異物をさわったり、肉汁で汚れた時、作業を終えた時
- ・清掃を行った後

- ・手洗いマニュアルを掲示。
- ・不十分な手洗いを確認した場合、すぐに手洗いを行わせる。

3 食肉等の衛生的な取扱い

3-01 原材料の受入れ

手引書 p.15

必要性

腐敗、包装の破損、期限切れ、保存方法が守られていない原材料等 には有害な微生物が増殖している可能性がある。

原材料の受入れ時に、注文した商品、数量が納入されたか確認し、 品質等の確認、保管等の取扱いを実施。

どのように

①仕入れ原材料の品質(確認事項)

- ・五感(におい、見た目など)・包装資材の破損
- ·表面温度 ·期限表示

②仕入れ原材料の取扱い

- ・床に直置きせず、速やかに決められた冷蔵・冷凍庫に保管。
- ・先入れ、先出しが徹底できるように、保管場所を決めておく。

改善策等 問題があったとき <u>どうする</u>か

- ・内容の記録、返品又は交換などを行う。
- ・返品などをする場合の取り決めも、仕入先と事前に決めておく。

3 食肉等の衛生的な取扱い

3-02 汚染の防止

手引書 p.16

必要性

・冷蔵庫やまな板などの区分、使い分け、洗浄・消毒・殺菌がなされていないと、有害な微生物の汚染が広がる可能性がある。 特に、惣菜を取り扱う場合は、食肉とその他の食材で交差汚染が発生しないよう、留意する必要がある。

いつ どのように

機器・設備の区分使用に努めるとともに、やむをえず共用する場合は、 洗浄・消毒の徹底などにより交差汚染、二次汚染の防止を実施。

①冷蔵保管等の際

・原材料はパックされたままの状態で、冷蔵庫最下段に、加工仕掛り品など保管する場合は、トレーなどの容器に入れ、フタやラップをして上段に保管。

3 食肉等の衛生的な取扱い

3-02 汚染の防止

手引書 p.16

どのように

②仕入れ原材料の取扱い

- ・鶏肉の処理・加工の作業が終了後、まな板、ナイフを洗浄・消毒。
- ・フキンは、牛・豚・鶏・内臓別に使い分ける。
- ・惣菜については、食肉とその他のもので、まな板、ナイフ、フキンを区分。
- ・惣菜に使用したまな板、ナイフは商品ごとの作業終了時に洗浄・消毒。
- ・作業終了後は速やかにショーケースや冷蔵庫に保管します。

- ・異種の食肉やその肉汁などに接触した場合は、汚染箇所をトリミン グし、汚染の無いことを確認。
- ・惣菜と食肉(肉汁)の接触があった場合は、惣菜を廃棄します。
- ・刃こぼれ等を確認し、混入の疑いがある場合は、当該ロットを廃棄。

3 食肉等の衛生的な取扱い

3-03 冷蔵庫等の温度管理

手引書 p.17

必要性

冷蔵庫、冷凍庫などの温度管理が悪いと、有害な微生物の増殖や 品質劣化を招くことになる。

どのように

温度管理の実施

- ・決めた時間に、保管温度がⅠ0℃以下であるか確認。
- ・ガラス製の温度計は破損の危険があるため、樹脂製のものに交換。

- ・異常の原因を確認し、設定温度の再調整又はメーカー修理の依頼。
- ・冷蔵施設は、メンテナンスを受けることで、異常発生を未然に防止できる。

3 食肉等の衛生的な取扱い

3-03 冷蔵庫等の温度管理

手引書 p.17

E 補助記録簿

①温度チェック用紙(2ヶ月分)

冷蔵庫等 NO.

確認時間 (:)

必要に応じ、補助記録簿(温度チェック用紙 別-9参照)を、 附番した冷蔵庫等の近辺にはり付け、庫内温度を記録することで、 温度の推移、庫内の温度異常が把握できる。

- 2					-	1945-1945-1
日	温度℃	日	温度℃	B	温	度℃
1		11		21		
2		12		22		
3		13		23	3	
4		14		24		
5		15		25	27	
6		16		26		
7		17		27	0.	
8		18		28		
9		19		29		
10		20		30	2	
				31		

3	温度チェック	年	月			
日	温度℃	B	温度℃	日	温	度℃
1		11		21		
2		12		22		
3		13		23		
4	=	14		24		
5	23	15		25		
6	3	16		26		
7		17		27		
8		18		28		
9		19		29		
10		20		30		
				31		

4 器具の洗浄等

手引書 p.17~18

必要性

洗浄不良のナイフ、まな板、スライサーなどを使用すると、 食肉や惣菜への汚れや有害微生物の付着の恐れがある。

どのように

- ・作業終了後は、洗浄手順に従った洗浄・消毒・殺菌を行い、保管。
- ・フキンは作業終了時に洗剤洗浄したあと、煮沸殺菌するか、塩素系殺菌液に浸透させ、乾燥・保管。
- ・ナイフは洗浄・殺菌消毒し、乾燥状態でナイフ収納ケースに収納。

改善策等 問題があったとき どうするか

汚れや洗剤などが残っていた場合は、洗剤で再度洗浄又はすすぎを 行い、消毒。

5 その他

5-01 異物混入の防止

手引書 p.17~18

必要性

刃こぼれ、照明器具の破損など硬質異物は健康被害を及ぼす。 店舗で使用する薬剤や洗浄剤の保管・管理が不十分だと誤使用の 危険性がある。

いつ どのように

- ・ガラス製品などの破損・混入の恐れのあるものを持ち込まない。
- ・作業前後にナイフやスライサーの刃こぼれのチェックを行い、 金属片の混入を防止。
- ・薬品・洗浄剤は、定位置で、できれば施錠できる保管施設で管理。

改善策等 問題があったとき どうするか

異物が発見されない場合は、混入の疑いのあるロットを廃棄。

5 その他

5-02 アレルゲン管理

手引書 p.19

必要性

アレルゲンを含む食品の管理が不十分だと、他の食品と交差汚染を起こし、健康被害を発生する恐れがある。

いつ どのように

- ・惣菜で使用する原材料は、アレルゲンごとに区分して識別保管。
- ・惣菜で使用した器具、容器などは区分して使用し、できない場合は 入念に洗浄。
- ・同じ機器を使用する場合は洗浄のうえ、アレルゲンが含まれないもの、 また少ないものの順に加工。
- ・特定原材料を含む容器包装された食品は、アレルゲン表示が必要。

改善**策等** 問題があったとき どうするか

アレルゲンの交差汚染が疑われるものは、廃棄。

全国食肉事業協同組合連合会HP(https://www.ajmic.or.jp/haccp/) からPDFまたはエクセルファイルとしてダウンロードできます。



A₋₀₂ 一般衛生管理計画書の記載例

(共通の様式)

	般衛生管理のポイ	ント	(作成者)	(計画策定・変更	日	年	月	日)
1		いつ	業務終了時に必ず、業務終了時に必要に応じて、その他()						
施設・設	①施設などの 洗浄・消毒	どのように	処理室 (調理室) の床・溝・シンク・作業台等の汚れを確認、必要に応じて洗浄 *トイレの洗浄は、施設の状況に応じて定めた頻度で実施						
衛生管理	· /// // // // // // // // // // // // /	改善措置等	*そ族、昆虫の発生が見られた場合は、必要に応じて駆除 (業者に依頼など) 清掃、洗浄のやり直し						
	<u> </u>	いつ	始業時、その他()						
<u>2</u> 從	C Abet WIT	どのように	従業員の体調、手の傷の有無の確認						- di
2従業員の健康管理等	①健康管理	改善措置等	発熱、おう吐、下痢などを確認した場合、症状に応じて従事しない、させない 手指に傷がある場合、バンソウ膏を貼り、ゴム手袋の着用						
康管		いつ	トイレの後、加工に入る前、清掃の後、その他()						
理等	②手洗い	どのように	手洗いマニュアルに従って行う						-
		改善措置等	必要な時に手を洗っていない場合、直ちに手を洗わせる						
		いつ	原材料受入時						7.5
	①原材料の受入れ	どのように	五感による品質の確認・包装の状態、期限内か否かを確認						
3		改善措置等	返品・交換						
3食肉等		作業中、業務終了後、その他()							
至									1

全国食肉事業協同組合連合会HP(https://www.ajmic.or.jp/haccp/) からPDFまたはエクセルファイルとしてダウンロードできます。

手引書 別添 I (別-5)

B 一般衛生管理の実施記録書の様式

		A11A-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-													
[年	月			一般衛生	主管理0	D実施記	绿						
日	曜日	1 施設・設備の 衛生管理	2 従業員の 健康管理等	3の① 原材料の 受入れ	3の② 汚染の 防止	3の③ 冷蔵庫等の 温度管理	4 器具の 洗浄等			日々の チェック 確認者		特	5	事	項
1									C: Y						
2	4.5		8 2			9		4	8						
3	,		0.8		8		8		1						
4															
5									2						
6											-				
7															
8			0.0				-0	s	8						
9			0.00		8			0	gi						
10															
11		67	13	£			63 9		5 9						
12															
13								N e	5- 5- 5						
14							1								

手順書

(I) 処理室等の清掃·洗浄(施設の状況に合わせて頻度を決めて実施)

	清掃手順書(例)
手 順	①ゴミや肉片をはき集め廃棄する。②壁面に付着した汚れや肉片をフキンでふき取る。③作業台にお湯と中性洗剤を撒き、スポンジでこすり洗いする。④床面にお湯と中性洗剤を撒き、デッキブラシでこすり洗いをする。⑤排水溝やグリーストラップの清掃を行い、中性洗剤を撒き、デッキブラシでこすり洗いをする。⑥水切りで水を切る。
留意事項	○冷蔵庫や作業台の下に、肉片等の汚れを残さない。○必要な場合は次亜塩素酸ナトリウム溶液で消毒を行う。

マニュアル等

手引書 別添3

食品衛生の基本 55活動

「5S活動」は、一般衛生管理と表裏一体の活動です

食品を取扱う施設の環境や機械・器具を清潔に保つことで、 食品への2次汚染や異物混入を予防することができます。

5S活動をしっかりやろう!

整理 SEIR

不必要なものは処分し、 作業台はきれいに整理

整頓 SETTON

きちんとかたづけ、 決められたところに<mark>整頓</mark>

清掃 SEISOU

毎日、欠かさず店舗を清掃

清潔 SEIKETU

整理・整頓・清掃で 常に清潔な状態を維持

習 慣 SHUKAN

手順やルールを定め、 決められたことを習慣化

(記録も習慣化が大切です!)

手洗いマミュアル 冷水(出来れば温水)で、手の汚れを落とす。 2 洗剤 手に洗剤をつける。 **3 てもみ** 良く泡立て、手のひら・甲ほか(④~⑦)を、てもみする。 指を組んで両方の指の間(側面)、 親指と親指の付け根のふくらんだ 付け根を洗う。 部分を洗う。 指先を洗う 指先は手の平でこするように洗う。 手首をつかんでこすり洗う。 温水で洗剤を洗い流す。 ※②~⑧の手順を繰り返すと効果的な手洗いが可能です。 9 乾燥 ペーパータオルで拭く。 消毒用アルコール(エタノール70%)で殺菌する。

ご清聴ありがとうございました